

育児休業中における在園児の保育の継続利用申請書

年 月 日

【申請者記入欄】

育児休業中における在園児の保育の継続を、下記のとおり希望します。

育児休業 取得者 (申請者)	住 所						
	氏 名						
	育児休業 取得期間	令和	年	月	日	から	
		令和	年	月	日	(注1)	
児 童	施設名						
	児童名						
	生年月日	年	月	日	年	月	日
継続利用 希望期間	下記の□に✓点を記し、必要に応じて希望期間を記入してください。 <input type="checkbox"/> 育児休業取得期間と同じ <input type="checkbox"/> 上記以外 ( 年 月 日から 年 月 日まで) ※育児休業期間を超える期間は無効です。 両親共に育休を取得する予定 <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし						

育児休業中の保育継続に関する条件・制限・期間に関することを了承します。  
 (裏面にてご確認ください)  
 了承する

- ※ 出産後正式に育児休業の期間が決まりましたら、育児休業取得証明書を勤務先で記入してもらい、産後一か月以内に提出してください。
- ※ 育児休業中の在園児継続利用を希望する場合は、申請者の責任のもと手続きを行ってください。
- ※ ここでいう育児休業とは「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」等に基づくものです。

(注1) 産前産後休暇は含みません。  
 (産前休暇：出産するまでの休暇・産後休暇：産後8週間(原則))

## 育児休業中の継続利用に関すること

### 【条件】

- ・ 保育所等に入所していること。
- ・ 雇用先の育児休業制度（育児休業制度がない場合は利用できません）を利用して休業すること。
- ・ 育児休業を利用した雇用先に必ず復帰すること（育児休業中に退職するとその月末に退所となります）
- ・ 保育料に滞納がないこと。
- ・ 必要書類を期日までに提出されること。

### 【制限】

- ・ 支給認定は保育短時間になります。  
育児休業開始日の翌月から保育短時間になります。（育児休業開始日が1日の場合は該当月から）
- ・ 延長保育・土曜保育・警報等の発令時・在籍園が指定した日は利用できません。
- ・ 保育料の滞納が発生した場合は、その月末で退所となります。

### 【継続利用期間】

- ・ 育児休業が終了する月の末日までで、育児休業に係る子どもが満1歳になる月の末日まで。